



掲載目次

(サムネイルをクリックするとジャンプします)

I. 危機管理・異常事態発生時の対応



1. 「異常時の通報・連絡とそのときの対応について」

文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室

北村 武紀 氏



2. 「緊急記者会見の臨み方」

3. メディアトレーニング「模擬緊急記者会見トレーニング」

田中危機管理・広報事務所

所長 田中 正博 氏

II. 学術講演



1. 「液体シンチレーションカウンタによる低レベル放射能試料の測定」

東京大学アイソトープ総合センター

野川 憲夫 氏



2. 「次の法令改正に向けて」

近畿大学ライフサイエンス研究所

辰巳 奇男 氏



懇親会

I. 危機管理・異常事態 発生時の対応

1. 「異常時の通報・連絡とそのときの対応について」

文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室
北村 武紀 氏

2. 「緊急記者会見の臨み方」

3. メディアトレーニング「模擬緊急記者会見トレーニング」

田中危機管理・広報事務所
所長 田中 正博 氏



「異常時の通報・連絡と そのときの対応について」

文部科学省 科学技術・学術政策局
原子力安全課 放射線規制室
北村 武紀 氏

文部科学省のホームページを見ていてもお分かりのとおり、事故・トラブルは後を絶ちません。RI施設で異常が発生したとき、放射線取扱主任者や放射線の管理者又は会社として取らなければならない行動が色々あります。今回はこの中から我々が対応しておかなければならぬことについて、解説していただきました。

トラブル対応に関する放射線障害防止法上の規定は平成 17 年の改正で一部追加され、法令(法第 32~33 条、第 42 条、施行規則第 29 条、第 39 条)の中に詳細に記されており、内容は皆様ご存知のとおりですが、RIに限らずどの様な異常・トラブル時でも未だ連絡の遅れを指摘される場合が多いのが現状のようです。RIについても「直ちに」関係先へ第一報が必要です。

異常時の問題と対応については、最近のRIのトラブル事例を題材に詳細に説明していただきました。その中で教訓ともいえる、

- 1) 単純なミスから発生した事象を検知できず、また検知した後も連絡体制の不備で対応が遅ってしまった
- 2) 本来運用してはならない運用をした
- 3) きちっとした情報提供がされなかつたため、問題が大きく広がってしまった
- 4) 慣れによる慢心のため、きちんと確認をしなかつた
- 5) 主任者が問題に気がついたが、きちんと是正をしていなかつた
- 6) 許可数量を超えて使用してしまった
- 7) 内部調査に時間がかかり、安全だったのか安全でなかつたのかの確認が遅れた

以上のようなこれら問題点は我々の身近でも起きそうな内容であり、また中には実際に発生直前の芽の段階で対応してトラブルとならないうちに処理されたことのある項目もあるかと思います。

万一異常事態が発生したときどう対応するかの検討も重要ですが、やはりトラブルの発生原因の根本は安全管理の不備であることを肝に命じ、法令遵守に加えて平素からRI施設・設備・体制の評価、マニュアルの整備、教育・訓練、関係官庁との連携等実効性のある備え、トラブルの発生防止対策の実施が最重要であることを考えさせられました。

林 記

[目次に戻る](#)



「緊急記者会見の臨み方」 「メディア・トレーニング」

〈模擬緊急記者会見トレーニング〉

田中危機管理・広報事務所 所長

田中 正博 氏

昨今の企業における事故・事件等においては説明責任の名の下、記者会見が重要な要素となっている。記者会見の場における説明如何によっては、その後の経営に与える影響は甚大であり、ある意味企業の命運を担う危機管理体制の山場、日常の危機管理体制の山場とも言える。

今回、田中先生をお迎えし「緊急記者会見の基本知識-失敗しないための心得ー」をご講演頂いた。内容については豊富な事例を紹介されながら、危機管理広報の視点、マスコミ対応方針、緊急記者会見時の心得等について分かりやすく解説頂き、且つそれらはその後のマスコミ側の対応を左右する重要な事項を網羅した内容であった。仮に同じ事象の事故が起きたとしても、メッセージ発信側の態度・体制によって、かくも異なる結果を招くことになるのかということを痛感させられる一方、我々が日常目にしている報道について、真実の裏を引き出すために媒体がどのように作用しているかを知らしめる講演でもあった。その実際は講演に引き続き行なわれたく模擬記者会見トレーニング>において、メッセンジャーである企業と媒体としてのマスメディアとの駆け引きを我々受講者が実体験することとなる。

メディア・トレーニングは、RI 施設で不祥事が起きたことを想定し企業側 4 名、記者役 8 名で記者会見を壇上にて行なうというものである。本格的なカメラも用意され、企業と記者との迫真の演技による丁々発止の遣り取りが行なわれた。模擬記者会見の後、撮った映像を見ながらの田中先生による解説があった。『何故この発言はいけないのか』、『何故ここで記者は突っ込まざるを得ないのか』、『何故悪い印象を与えててしまうのか』、『何故信頼が得られたのか』…。責められる企業側の方々にとっては誠に気の毒ではあったが、我々が日々ニュース映像で見ている記者会見の裏側が透けて見えるようなトレーニングであり、実際には活用する場面にはなりたくない知見であった。

これらは昨今の報道側の姿勢も問われるところではあるが、報道のされ方による影響力は年々大きくなりつつあり、社会(住民)の不安の代弁者との捉え方をされることもある。企業防衛の観点からも、日常管理の充実とともに是非身に付けておきたい心得であった。また、今回の内容は、対記者を対仕事相手、対上司と置き換えることにより、日頃の仕事にも役立つ内容であった。

矢鋪 記

[目次に戻る](#)

II. 学術講演

1. 「液体シンチレーションカウンタによる低レベル放射能試料の測定」

東京大学アイソトープ総合センター
野川 憲夫 氏

2. 「次の法令改正に向けて」

近畿大学ライフサイエンス研究所
辰巳 奇男 氏



【学術講演 1】

「液体シンチレーションカウンタによる低レベル放射能試料の測定」

東京大学アイソトープ総合センター

野川 憲夫 氏

医薬品研究では放射能を利用した研究手法が多く用いられており、様々な放射線計測技術が知られています。中でも液体シンチレーションカウンタ(LSC)は、殆どの研究機関で最も使用頻度の高い測定機器ではないでしょうか。簡単な前処理で試料を作製し、機械に入れるだけで測定値を得ることができます。一方、医薬品研究に用いられる測定機器、特にLC/MS/MSなどは性能向上がめざましく、超微量測定が可能になってきました。血漿中の薬物濃度を、放射能を指標にLSCで測定する場合とLC/MS/MSで測定する場合では、定量下限値はLC/MS/MSに軍配が上がるでしょう。しかしながらLC/MS/MS測定を可能にするためには分析条件の開発や精度管理試料の組み込み、定量範囲の確認等LSCと比較すると多くの手続きが必要で、一長一短があります。LSCは「完成されつくした」感のある機器ですが、「もう少し定量下限を下げることができれば」と思うことがあります。薬物の蛋白結合率測定や、組織中極微量残存代謝物の研究等、加速器分析装置(AMS)という選択もありますが、なんとか自分の研究室で測定できないだろうかと思ったときに、極低レベルの放射能をLSCで測定するというアプローチが考えられるのではないかでしょうか。

今回野川先生にはLSCで低レベル放射能測定を行う際に考慮すべき点を、指摘していただきました。講演時間が短い中盛りだくさんの内容であったため、多少難しかったというご意見もありましたが、今まで見落としていた大切なことに改めて気づかされました。バイアルのメーカー・材質、大きさなどによってバックグラウンドの値が違うことや、バックグラウンドの差し引き方にもきちんとした根拠があることなど、日常的に行っていたLSC測定の方法をもう一度見直してみる必要を痛感しました。今回ご講演いただいた中のバックグラウンドの差し引き方については、RADIOISOTOPES誌に掲載されております*ので、是非ご参照ください。

生体サンプルの測定だけでなく、日ごろの放射線管理におけるLSC測定のほとんどが、低レベル放射能であると思われます。PRCでも液体シンチレーションカウンタのバリデーションに関するワーキンググループが発足いたしました。放射性同位元素の管理と利用の両面から、LSCをもっと使い尽くす方法を考えていきましょう。

* 野川憲夫;「液体シンチレーションカウンタにおける低放射能生体サンプルのためのバックグラウンド減算法の相互比較」

; RADIOISOTOPES. 2005; 54: 421-426)

三原 記

[\[目次に戻る\]](#)



【学術講演 2】

「次の法令改正に向けて」

近畿大学ライフサイエンス研究所

辰巳 奇男 氏

今回の法令改正で放射性同位元素の定義に BSS 免除レベルが取り入れられたが、排気・排水中濃度や表面汚染密度は従来どおりの数値で据え置かれたままである。そこで本講演ではこれらの疑問について、

- ① ICRP 勧告、BSSとの関連性
- ② 密封線源と非密封線源
- ③ 排気・排水の濃度限度
- ④ 表面密度限度

という4つの観点から、シナリオの整合性や国内法制定過程での放射線審議会の議論等も交えて解説された。

例えば排気・排水濃度は、放射線施設の排気口・排水口での排気・排水を1年間通して呼吸、飲用し続けた場合に、年間 1mSv 以下となるように計算されているが、BSS 規制対象下限値は通常の使用で年間 10\mu Sv 、事故時で 1mSv 以下となるような濃度とされている。両者の考え方はそれぞれ違うが施設維持の上限濃度と人の健康影響への規制濃度は性格が異なるので、今回の規制対象下限値の変更が直ちに排気・排水中濃度の見直しへ結びつける必要はないが、将来 ICRP 勧告の線量拘束値の内容次第では変わる可能性があるとのことであった。一方、表面密度限度算出の明確なシナリオは判然としていないが、吸入による体内被ばくの観点から算出されているならば、下限数量が核種ごとに規定された現在、表面密度限度も核種ごとに外部被ばくを考慮した限度とすることへの妥当性についても言及されていた。

法令条文中の用語、言葉については、法令特有の記述、異なった意味への使用、定義されていない言葉等について触れられた。特に条文の随所に用いられている「おそれ」の用語は利用者側の解釈が容易ではないこと。その対策として、まず行政側は正しい法の運用のために『事務連絡等による用語の解説』、『運用上の留意点及び事例等の紹介』を積極的に行うことが今後も必要であるとの提言がなされた。また、「放射線防護は法令や行政の指導だけに頼らず、利用者側の責任意識をもった管理が重要である」という使用する側へも自覚を促す言葉で最後は締めくられた。

大河原 記

[目次に戻る](#)



目次に戻る